

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月26日

【事業年度】 第3期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

【会社名】 株式会社東理ホールディングス

【英訳名】 Tori Holdings CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 福村 康 廣

【本店の所在の場所】 東京都中央区八重洲二丁目8番5号

【電話番号】 03(3548)1014(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画室長 忍 田 登 南

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八重洲二丁目8番5号

【電話番号】 03(3548)1014(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画室長 忍 田 登 南

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月27日に提出しました第3期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線¹を付して示しております。

第1部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

<省略>

（7）株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

自己の株式の取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができます。これは機動的な資本政策を遂行できるようにするためであります。

剰余金の配当の決定機関

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって中間配当することができる旨定款に定めております。これは剰余金の中間配当を取締役会の権限とすることにより、株主へ機動的な利益還元を行うことを目的にしたものであります。

（訂正後）

<省略>

（7）株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

自己の株式の取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができます。これは機動的な資本政策を遂行できるようにするためであります。

剰余金の配当の決定機関

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって中間配当することができる旨定款に定めております。これは剰余金の中間配当を取締役会の権限とすることにより、株主へ機動的な利益還元を行うことを目的にしたものであります。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。